

取扱区分：公開

令和2年第4回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和2年4月24日（金）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和2年第4回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和2年第4回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和2年4月24日（金） 午後2時00分

2 閉会日時 令和2年4月24日（金） 午後4時30分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 野口 勇	2 番 門井 隆	3 番 齋藤 重信
4 番 萩原 和夫	5 番 竹内 昭一	6 番 原田 順一
7 番 吉岡 政広	8 番 杉崎 國昭	9 番 高橋 建一
10 番 寺田 進	11 番 竹内 幸男	12 番 岩崎 久
13 番 篠崎 邦明	14 番 齋藤 博司	

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）石井 正孝	（黒浜）澁谷 秀男
（黒浜）山本 寿一	（蓮田）常見 淳	（蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第7項の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第5条第1項第6項の規定による届出の受理について

報告 4 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 柴田 賢次

事務局副主幹 左右田 尚紀

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和2年第4回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

本日の委員の出席状況について報告をいたします。

農業委員において、欠席者はなく、14名全員の出席をいただいております。

従いまして、本日の総会は成立をいたします。また、推進委員さんに欠席者はなく、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出議案は事前に配布いたしました資料のとおりでございます。農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から議案第3号までとなります。報告案件は、報告1から報告4となります。

初めに、2ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をよろしくをお願いいたします。

（事務局） — 議案第1号、議案書朗読 —

（議長）

議案第1号の番号1につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

（委員）

— 所在地についての説明 —

譲受人は譲渡人の息子さんで●●に住んでおり、一生懸命に色々な作物を耕作しているようです。

特に問題はないと思いますが、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。補足等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局の説明はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

今回の申請者につきまして、借受地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、合計●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件につきまして、事務局では4月15日に、すべて耕作または自己保全管理を確認しております。

地域との調和要件ですが、現況畑、取得後の計画も畑となっております。農作業常時従事要件ですが、譲受人ご本人が350日以上、奥様が300日以上であり、要件はすべて満たしております。

譲受人は4年ほど前まで、新規農業就業者で青年就農給付金を年間●●●受けておりました。現在はスーパー等へ出荷、夕市などで作物を販売するなど、精力的に耕作しております。

以上になりますが、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

それでは、ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第1号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号2につきまして、担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

譲渡人は●●に住んでおり、土地の管理ができないため売却を希望していたところ、申請地を借りて耕作していた譲受人が購入することになったようです。申請地の1つは湿地であり、耕作が難しい場所であるようですが、近隣に迷惑がかからないよう管理をしてい

くとのことでした。

特に問題はないと思いますが、皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。補足等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局の説明はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

今回の申請者につきまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、合計●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件につきまして、事務局では4月10日にすべて耕作または自己保全管理を確認しております。

地域との調和要件ですが、現況田、取得後の計画も田となっております。

農作業常時従事要件ですが、譲受人ご本人が350日以上、奥様が300日以上であり、要件はすべて満たしております。

以上になりますが、皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

それでは、ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第1号の番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号2については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可」について事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

申請人は現在、家族が住んでいる実家に娘さんと２人で同居しているようです。申請地は、申請者がお父様から相続した土地であり、近隣に親族が居住している場所で安心できるため、ここに自分の住居を構えたいと考え、申請に及んだようです。

申請地は休耕の状態であり、事前着工等はありません。補足等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

申請地は農業振興地域内の農地ですが、令和２年３月２３日付で農政課より除外告示を受けています。

資金計画等につきましては、事務局の方で確認済みでございます。

排水処理について、汚水・雑排水は公共下水道に接続し、雨水は宅地内浸透処理です。

盛土・掘削についてはありませんでした。

(議 長)

議案第２号の番号１については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第２号の番号１について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第２号の番号１について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第２号の番号２につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

ここは農用地区域外の市街化調整区域であり、周りが住宅や病院などに囲まれた小集団の生産性の低い農地であります。

申請に至った経緯につきましては、昭和４５年の線引き以前から物置があり、宅地として使用しておりましたが、登記簿地目が畑となっているため、地目変更登記を行うにあたり追認申請を行うものです。

現在の申請地には、トタン屋根と、壁面３面張のものが１面なくなった状態の車庫兼物置が建っておりますが、半分壊れかけており、中にはさび付いて使用できないと思われる古い農機具がございます。建物も農機具もだいたい年代物と思われまゝす。

今回の案件は線引き以前の転用追認になりますので、問題はないと思われまゝすが、事務局に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

（議 長）

ありがとうございました。事務局から補足はございまゝすか。

（事務局）

補足説明資料をご覧ください。先ほど委員さんが仰ったとおり、追認案件でありますので、特に問題はないかと思ひまゝす。

追認をするにあたって、昭和４５年の航空写真・建物の図面・法務局の書類等を確認した結果、明らかに昭和４５年８月２５日以前から建物があつたことを確認しております。

（議 長）

議案第２号の番号２については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございまゝす。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございまゝすか。

なし。

（議 長）

それでは質問がないようでございまゝすので、採決をいたします。

議案第２号の番号２について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございまゝす。

よつて、議案第２号の番号２について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の許可」でございまゝす。議案第３号につきまして、事務局の朗読をお願いしまゝす。

（事務局）

読み上げる前に、番号８については是正が完了してないため、今回は審議をいたしません。

— 議案第３号、議案書朗読 —

（議 長）

議案第３号の番号１、番号２につきましては関連がありますので、一括して担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

説明するにあたり、補足説明資料と本日配布されたカラーの資料をご覧ください。カラーの資料については事務局長と相談のうえ、●●●●に作成していただいたものです。申請地に隣接した●●●・●●●については既にパサール蓮田の従業員駐車場として一時転用されており、転用期間は令和2年12月末までです。今回の申請地5筆を●●●●が借り受けし、一体的に駐車場として転用し整備しようというものであります。

農地転用のための理由としては、担当者から伺ったところ、4つに整理できます。

1つ目として、スマートIC整備箇所部にお客様臨時駐車場（42台分）を設置してありますが、スマートIC整備事業の進捗に応じて今年の夏前には閉鎖され使用できなくなる事です。

2つ目として、サービスエリア開業当初から東北道反対側・●●●●内の遊水地を臨時駐車場として利用してきたが、中止する事です。

3つ目として、夏場7、8月の繁忙期や大規模イベント時の一般道側・外部お客様駐車場（92台分）の満車対策や渋滞に備える事です。

4つ目として、●●●と●●●は、農地一時転用を受けてパサール蓮田の従業員駐車場（78台分）として利用され、これに不足する分は、●●●●の現場事務所と工事関係者用駐車場の跡地（●●●・●●●・●●●・●●●・●●●の5筆）を仮駐車場として利用されてきましたが、3月末で一時転用期間が満了となった事です。

以上4つの転用理由を前提としまして、●●●●現場事務所関連の農地転用期間が3月末で満了となる事に伴いまして、●●●はパサール蓮田「従業員」駐車場として転用整備し、●●●は「お客様」駐車場として転用整備し、●●●・●●●・●●●の3筆は、駐車場出入り通路として転用整備したいとの事です。従業員駐車場の出入口は、現在●●●側からとなっており、お客様駐車場の出入口は、●●●側からとなります。当面の間は、それぞれの駐車場に●●●、●●●の両方から出入りできるように考えているようです。従業員駐車場、お客様駐車場のそれぞれに、案内板を設置するとの事です。

また、3月末まで一時転用された、今回の対象農地5筆は、既に農地に原状回復されております。

対象農地5筆の、今回の駐車場としての転用期間は今後3年間の予定ですが、駐車場の利用状況やスマートIC開通後の農地性の変化などに応じて、●●●●では将来取得したい意向があるようです。関心のあるスマートICの開通時期ですが、3～4年後で予定されているようです。●●●地区の農地は現在、生産性の高い優良農地である事に違いはないですが、公共性のある農地の転用との考え方に立つ必要もある事から、今回の一時転用は止むを得ないと思います。

以上ですが、補足説明を事務局にお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

委員さんからご説明があったとおりですが、補足説明中の「2種農地」については「1種農地」の誤りです。訂正をお願いいたします。

資金計画等につきましては、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水・雑排水は発生しません。雨水は宅地内浸透処理です。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請は不要です。

また、4月15日に現地確認をしましたが、事前着工はございませんでした。

(議長)

議案第3号の番号1、番号2については、ただ今、担当委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

(委員)

土地代金は一時転用期間の総額ですか。それとも1年分でしょうか。

(事務局)

3年間（一時転用期間）の総額です。

(議長)

他に質問はありますか。

なし。

(議長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

まず、議案第3号の番号1、番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号1・番号2については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号の番号3について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委員)

－ 所在地についての説明 －

譲渡人は譲受人のお父様であり、譲受人は現在、アパートに居住していますが、2人目の子どもが生まれることもあり、実家の近くに家を構えたいとの理由で申請に至ったようです。

事務局で譲渡人の所有地で砂利が見受けられるとありましたが、現在は撤去されていました。現地を確認したところ事前着工はありません。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

申請地の概要としまして、2種農地と判断しております。農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地・1種農地及び3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地です。

資金計画・調達計画につきまして、事務局の方で確認済みです。

排水処理でございますが、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し全面道路の既設排水管に接続します。雨水は、宅内浸透処理でございます。

その他といたしまして、譲渡人の所有地に砂利敷きがありましたが、全て撤去されていることを確認しました。

(議 長)

議案第3号の番号3につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第3号の番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号3については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号の番号4について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

申請理由ですが、譲受人はアパートに夫婦で居住していますが、将来の生活や子育て環境を考え、自然の残る場所を選定したところ、妻の祖母である譲渡人の所有する土地の一部を借りることができたため申請に及んだようです。

現地を確認したところ事前着工はありません。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

こちらは農用地区域内の農地でありましたが、令和2年3月23日に除外となっています。申請地の概要につきましては2種農地であります。

資金計画・調達計画につきまして、事務局の方で確認済みです。

排水処理でございますが、汚水・雑排水は公共下水道に接続します。雨水は、宅内浸透処理です。事前着工等はございません。

(議 長)

議案第3号の番号4につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第3号の番号4について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号4については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号の番号5について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

この案件は令和2年第3回の総会で農用地区域からの除外が議案として出され、その結果、承認されたものです。

先日、譲受人の代理人に話を聞いたところ、●●●●では現在、●●●●地区に隣接する●●●●に物流センターを●●●●に発注し、建設中であります。工期は今年の6月頃までとなりそうであり、7月には同センターを稼働させたいとのことです。

倉庫の一部ですが、敷地面積が●●●●㎡、建築面積が●●●●㎡の4階建て高さ●●●●mでございます。建物部分はほぼ完成し、現在は外構部の施工中であります。この物流センターは1日あたり、トラック15～20台を迎えておりまして、センターで働く従業員は●●名ほどであります。この従業員用として車両25台ほどを見込み、他、待機車両として中型トラック8台・大型トラック5台の駐車場を必要としているとのことです。

さらに、現在●●●●が以前から使用している物流倉庫があり、そこの従業員用として

も20台分の駐車を予定しているとのことです。

このようなことから、建設中の物流センターと、●●●●道と水路を挟んで接する申請地を所有者から買い受けて駐車場として整備することになります。駐車場の形状ですが、L型の擁壁を使用しまして1mほど盛土をするそうです。駐車場には●●側から進入できないので、●●側から進入するために準用河川の●●用水に橋を架ける必要があり、これについては、市道路課の占用手続きは完了しているとのことです。賃貸借期間は20年を予定しております。

●●●●は、●●●●に本社があり、東日本以外に四国・九州においても物流運送を営業する会社で、流通センターや営業所は●●●の●●●や●●●にもございます。

申請地はこれまで水田として管理されており、事前着工等はありません。

以上ですが、事務局から補足説明等がありましたらお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

申請地の概要としまして、2種農地と判断しております。

資金計画・調達計画につきまして、事務局の方で確認しています。

排水処理ですが、汚水・雑排水は発生しません。雨水は、宅内浸透処理でございます。

その他といたしまして、水路に橋を架ける必要がありますが「河川法第24条の許可書で許可確認済みです。

(議長)

議案第3号の番号5につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等がございますか。

なし。

(議長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第3号の番号5について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号5については承認をすることにいたします。

審議の途中ですが、暫時休憩といたします。

休憩

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第3号の番号6について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

譲渡人は譲受人の祖父であり、譲受人は現在、アパートに住んでおりますが、子供が生まれ蓮田の学校へ通わせたい希望があり、祖父や両親の近くに居住して老後の面倒もみたいとのことです。また、祖父の所有する農地の半分は貸し出していますが、残りの農地の管理を父が行うことができないため、将来的に譲受人が管理していくことになり、実家の近くに家を構えたいとのことで申請に及んだそうです。

以上ですが、事務局から補足説明等がありましたらお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

こちらは農用地区域内の農地でありましたが、令和2年1月15日に除外となっております。

申請地の概要としまして、2種農地と判断しております。

資金計画・調達計画につきましては、事務局の方で確認済みです。

排水処理でございますが、汚水・雑排水は、農業集落排水に接続し、雨水は、宅内浸透処理でございます。

4月14日に現近確認を行いました。事前着工等はありません。

(議 長)

議案第3号の番号6につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第3号の番号6について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号6については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第３号の番号７について、担当地区委員さんの方から説明をお願いします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

譲渡人は譲受人のお父様で、両親が高齢になり、面倒をみたいので実家の近くに家を構えたいと考え、申請に及んだようです。

特に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

こちらは農用地区域内の農地でありましたが、令和２年３月２３日に除外となっています。

申請地の概要としまして、１種農地と判断しております。

資金計画・調達計画につきましては、事務局の方で確認済みです。

排水処理でございますが、汚水・雑排水は農業者集落排水に接続し、雨水は、宅内浸透処理でございます。

現地確認の結果、違反及び事前着工等はありません。

(議 長)

議案第３号の番号７につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

(委 員)

補足説明資料のその他の欄に「盛土や掘削を行う面積が３００㎡を超える場合と使用する重機によっては、届出が必要になる場合がある」と記載されていますが、その届出人は誰になりますか。

(事務局)

譲受人です。

(委 員)

わかりました。

(議 長)

他に質問はありますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第3号の番号7について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号7については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号の番号8について、担当地区委員さんの方から説明をお願いします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

譲受人は譲渡人の息子さんであり、実家の近くに家を構えたいとのことで申請に及んだようです。

申請地に問題はありませんが、所有地については是正指導をしています。大きな石杭等があるとの理由で是正指導がされていますが、この地は70年以上前に譲渡人の親族が●●さんという方に「なんとか買って欲しくないか」と言われて購入し、そのまま●●さん宅で利用していたようです。その購入した土地の中に色々なものを置かれたため、今回、是正ということになりました。

譲渡人は是正をしたいのですが、使用している方は撤去をせず、中に入れてくれない状況となってしまう、譲渡人は困っているようです。

今回、申請地については問題ありませんが、是正地については今後永久的なものになってしまう状況も見受けられるため、皆さまご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

こちらに関しては、申請地ではなく譲渡人の所有している農地に問題があるため、審議できないと判断しました。詳細としまして、当該地においてゴミ屑、燃えカスの放置など、農地の管理が不十分であるため是正を求めましたが、隣地に居住する方が放置しているようです。

隣人は「その放置している場所は自身の所有地である」と主張しているため、市の資料等を確認しましたが、当該地は譲渡人の所有地であると事務局は認識しています。

よって、この件について整わなければ今回の申請は審議できない、と譲渡人に説明して

います。

この件に関して、担当委員さんからご説明いただきます。

(委 員)

当該地について、確かに違反であると見受けられるため、許可承認することは問題があると思います。譲渡人が違反している場合、審議できるよう是正することができますが、●●さんをお願いしても聞き入れてくれないようです。

この場所は、50年ほど前に譲渡人と●●さんが話し合いをするとのことで、当時、農業委員だった私の父が立ち合いを求められて同席しましたが、とても話し合いができる状態ではなかったと記憶しています。実際、このように孫の代まで決着していません。

私から見たらゴミ屋敷のように感じているので、ゴミの関係であれば行政から指導していただき、放置されたゴミと5条許可申請は別のものと考えて審議していただけないでしょうか。

このままでは、この場所のせいで譲渡人は母屋も家も建てられず、ひ孫の代まで問題が続いてしまう恐れがあります。

この問題をご検討いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。

担当委員さんからご説明いただいた内容について、本日9時頃に代理人と話をしました。内容は「譲渡人、●●さん、代理人、測量士等で話し合いの場を設ける準備中であり、現在は見積り段階のため、1、2か月ほど待つほしい」とのことでした。今回については審議せずに、見送る旨を代理人に話をしましたが、このように話し合いができる旨を聞いています。その先どうなるかまだ不明ですが、お互いの主張されている境界が十数mほど違うようですので、難航する恐れはあります。

(委 員)

申請の関係で判子をいただきたいということで、昨日、伺ったらしいのですが、とても受け付けてもらえないと聞いております。今の話はその書類のことでしょうか。

(事務局)

以前は測量士などに依頼しなくても、覚書のようなもので境界がわかればいいと話をしていたのですが、やはりそれでは受け付けられないとの話でした。正確に測量をして決めたいという話になったと聞きました。

(委 員)

昨日の話では、話し合いをしてももらえない、と言われていましたが、進んでいるということですね。

(事務局)

今日、代理人から聞いた限りではそのようです。

(委 員)

今回のように管理されていないゴミ屋敷のような場合、事務局とは言わずとも、行政が入って指導してもらえないのでしょうか。ここだけでなく、他にも同じ問題を抱えた農地があると思われます。特に、今回のように貸主と貸している農地が離れていた場合、管理状況の確認がうまくできない場合があるので難しいですね。

(議 長)

では、議案第3号の番号8につきましては、ただ今、担当地区委員のお2人、また事務局から説明があったとおりでございますが、審議保留ということで賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号8については審議保留といたします。

続きまして、議案第3号の番号9について、担当地区委員さんの方から説明をお願いします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲受人は、数か月前に資材置き場の拡大ということで5条許可申請をしており、許可された場所の近くになります。その後、測量等で譲渡人と立ち会った際に「隣接する申請地を購入してくれないか」と持ち掛けられ、今回の申請に及んだようです。

申請地は坂で入りにくく、盛土がしてあるため農地としては適さないということで話が進んだようです。

事前着工等はありませんでした。事務局から補足説明がありましたらお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

申請の目的は、資材置場・従業員駐車場の敷地拡張です。

資金計画・調達計画につきまして、事務局の方で確認済みです。

排水処理でございますが、汚水・雑排水は発生しません。雨水は、宅地内浸透処理でございます。

その他といたしまして、現地確認を行いました。事前着工等はありませんでした。

(議 長)

議案第3号の番号9につきましては、ただ今、担当地区委員さん、事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第3号の番号9について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号番号9については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号の番号10について、担当地区委員さんの方から説明をお願いします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

現地は草が多少生えているだけで事前着工等はありませんでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。譲渡人は死亡後、相続登記が終了していないため、その相続人全員が譲渡人となっています。申請地の概要としまして、2種農地と判断しております。

資金計画・調達計画につきまして、事務局の方で確認済みです。

排水処理でございますが、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、前面道路の既設排水管に接続します。雨水は、宅内浸透処理でございます。

4月14日に現近くに行いましたが、農地法等の違反及び事前着工等はありません。

(議 長)

議案第3号の番号10につきましては、ただ今、担当地区委員さん、事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第3号の番号10について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号10については承認をすることにいたします。

次に報告事項に入ります。報告1から報告4について、事務局より朗読と説明をお願い申し上げます。

— 報告1から報告4朗読 —

(議 長)

事務局の方で朗読いたしました報告1から報告4について質問等がある方は、挙手をお願いします。

なし。

(議 長)

特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

その他の件について、委員からご発言があれば、挙手をお願いいたします。

(委 員)

報告4について面積●●㎡のうち●●㎡で携帯電話基地局の新設という内容ですが、小さすぎないでしょうか。一辺が●●mもないということですよね。電柱1本ほどということでしょうか。

(事務局)

仰るとおり、電柱1本ほどのものであります。

(委 員)

電柱1本程度であっても、コンクリートなどの固定部分があるのではないのでしょうか。携帯電話基地局というと、下に中継等の機械が設置されるのではないのでしょうか。

(事務局)

申請者から提出された図面を確認したところ、地盤は50cm四方のコンクリートをアンカーで落とした上に、地上15m地下3mほどの電柱を設置したものになります。借用面積の根拠も記載があり、確認すると申請面積と一致いたします。

(委 員)

わかりました。

(議 長)

他に質問はありますか。

なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。